

コロンビア大学法学院 国際法律研究プログラム

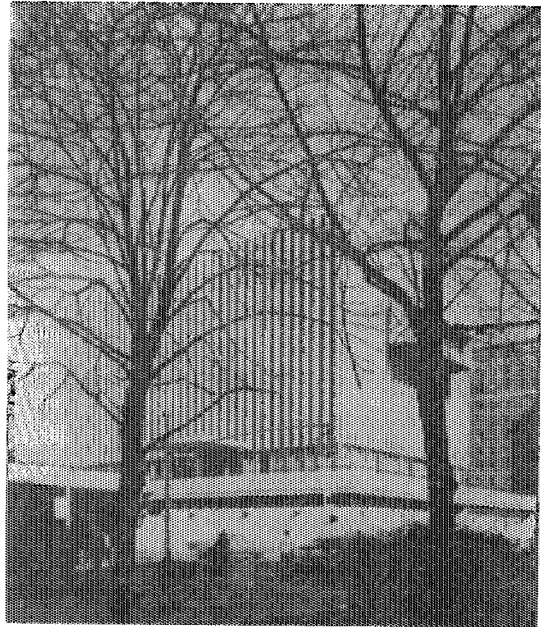
Columbia University, School of Law, International Legal Research.

I はじめに

ニューヨーク、モーニングサイドのキャンパス訪問は、63年、65年に次いで今回の70年秋が3度目である。目的は International Legal Research のその後の進捗状況を調べることであった。ディレクターである Wolfgang Friedmann 教授にお会いすることができて、本当に光栄であった。

このキャンパスは、3年前の春に、歴史に残る学園紛争を経験している。68年4月23日、SDS（民主社会学生運動）と SAS（アフリカ系アメリカ人学生協会）が700～1000人の学生を率いて大学建物五つを占拠した。6日後に大学側は、1000人の警官を導入し、学生500人以上を逮捕し占拠を解いた。学生の要求は、体育館建設の中止、IDA（防衛分析研究所）加入のとりやめ、学生処分撤回、の三つであった。Kirk 総長の辞任等で一応落ち着き、闘争開始後2週間を経て、教授会は、かつて連邦検事総長をつとめた Harvard Law School の Cox 教授を長とする調査委員会に委嘱して紛争の評価を試みた。このいわゆる「コックス報告」(Cox Commission Report) は、すでに公開され、わが国でも全訳が刊行されている (*Crisis at Columbia; Report of the Fact-Finding Commission Appointed to Investigate the Disturbances at Columbia University in April and May 1968* (New York, Random House, 1968), xvi, 222p.; 喜多村和之訳『コロンビア大学の危機』(東京大学出版会, 1970年), xix, 335ページ)。

68年紛争は、喜多村氏によれば、アメリカの大学が直面する危機的な状況を象徴した事件である。すなわち、IDA、体育館建設、学生処分の問題は、それぞれベトナム戦争、人種問題、大学管理に対する学生のプロテストにほかならなかった。これは同時に大学が政治に、周囲の社会に、そして学生自体に、いかなる関わり合いをもつべきかという、大学社会に対する基本的な問いかけであった。そして、刺激的な大都会ニューヨークの真只中で、



School of Law Building (コロンビア大学資料)

黒人街ハーレムに接し、外に対しては政治・社会とのたえざる圧力にさらされ、内からは革新派と学生の要求を突きつけられながら、古い機構のままに身動きのとれない名門 Columbia University は、アメリカの大学の危機を示す格好の舞台となった(喜多村, 訳書)わけである。

ところで、ドナルド・キーンは、この紛争について書いたレポートのなかで、次のように言っている。すなわち、「Columbia University には、1万7000人の学生がいるといわれるが、日本でいう大学生はわずかの2500人の Columbia College だけである。学生の多くはすでに College を卒業した Graduate School の学生、または Professional School としての School of Law などの学生で、年齢や世界観からいうと、College の学生とかなりちがう。騒動の指導者はみな College の学生で、体育館は体育をやらない Graduate School や School of Law の学生と直接関係がない。この意味で紛争に参加

した学生数は、全体の1割にもいかない。」と(ドナルド・キーン「コロンビア大学のゼンガクレン」、『中央公論』昭和43年8月号、295~303ページ)。つまり、Graduate School や Professional School の学生たちは、いわば College の紛争とは無関係に自己のめざす目標にむかって研究を続けているのである。

II Columbia University の組織

Columbia University の学生数は、約1万7000人、教員4000人、職員6000人であり、前述のとおり、その主体は Graduate School と Professional School である。

Columbia University の構成は複雑であるが、大別すると undergraduate と graduate と研究機関となる。Undergraduate には、男子4年制の Columbia College と成人教育の General Studies、さらに女子大として付置されている Barnard College がある。Graduate には Columbia College に直結する Graduate School of Arts and Sciences のほかに graduate school, professional school として次のものが設置されている。

School of Law ;
 Faculty of Medicine ;
 School of Engineering and Applied Science ;
 School of Architecture ;
 Graduate School of Journalism ;
 Graduate School of Business ;
 School of Library Service ;
 School of Dental and Oral Surgery ;
 School of International Affairs ;
 School of Social Work ;
 School of the Arts ;
 Parker School of Foreign and Comparative Law ;
 College of Pharmaceutical Sciences ;
 Teachers' College ;

このほかに、研究機関として Institute of Latin American Studies 以下26機関が付置されている。

III School of Law の教育

School of Law は、1858年に創立されているが、法律学講義そのものは、1794年から行なわれていた。

Law School では、最初の3年が終わると undergraduate の degree として Juris Doctor (J. D.) が与えら

れ、次の graduate study では、最初の1年で Master of Laws (LL. M.), 次の1年で Doctor of Science of Law (J. S. D.) が与えられる。

最初の J. D. コースの志望者は、原則として college の卒業生でなければならない。入学の決定は、Law Admission Office での願書審査と、全国共通の Law School Admission Test (LSAT) の結果によって、Selection Committee と Admissions Office が行なう。

1. J. D. コース

J. D. コースは3年間であり、3年を通じて72単位以上の科目およびセミナー(後出)を履修しなければならない。

第1学年は、10科目26単位全部(民訴、契約、刑法、財産、不法行為、模擬法廷テストなど)プラス選択科目(憲法、行政法など)のうち1科目3単位を履修しなければならない。残りの科目および単位は、第2、3学年の共通科目42科目および第3学年6科目のなかから履修する。共通科目には、比較法、国際私法、米州法制度、発展途上国の国際取引、国際法、中国の法と社会秩序などが含まれている。また、第2、3学年とも、legal writing が課せられており、*Columbia Journal of Transnational Law* などの writing を第2学年に2単位、3学年に1単位ずつ履修する。

セミナーは原則として第3学年に対して公開されている。70/71学事年度には、64科目(国際税制、法と経済発展の問題、中東の法制度、アフリカ法、共産圏の法、など)が用意されている。

2. LL. M., J. S. D. コース

LL. M. コース入学資格者は、Association of American Law Schools 加入の school の卒業生で、その間にすぐれた成績、顕著な研究業績を残した者、である。LL. M. を取得するためには1年在籍で24単位以上を履修し、所定の成績を得ることが必要である。単位の一部は、論文提出でもよい。

J. S. D. を取得するためには、1年在籍で顕著な成績と研究と legal writing を完成し、学位論文を提出して Assistant Dean の承認を受け、その口頭試問に合格し、これを公刊しなければならない。わが国の大学院のように規定の義務を履行しないままの修士課程修了とか博士課程修了というような表現はしない。

3. 他の School との関係

J. D. コースでは、6単位まで次の各校の単位を併せ履修することができる。

研究機関紹介

Parker School of Foreign and Comparative Law ;
School of International Affairs ;
East Asian and Russian Institute ;
Graduate School of Business ;
Graduate School of Arts and Sciences の Political
Science ;
School of Architecture の Urban Planning.

たとえば、J. D. と Master of International Affairs,
あるいは J. D. と Master of Business Administration
とを4年間(本来に合わせて5年)で同時に取得するこ
とができる。

IV School of Law の研究

法学教育の充実と研究の向上をはかり、合わせて法の
改善をめざすため、次のような調査研究プロジェクトが
実施されている(*印は、筆者が訪問したもの)。

Legislative Drafting Research Fund ;

* International Legal Research ;

Comparative Trade Regulation Research ;

* Project on Inter-American Law ;

Project on European Legal Institutions ;

Project on International Procedure ;

* Studies in African Law ;

Center on Social Welfare Policy and Law ;

Foundation for Research in Legal History.

V International Legal Research

1. プログラムの目的

Friedmann 教授の言によれば、過去数世紀の国際法
は、すぐれて国家間の外交関係の規律に関わるものであ
った。戦後は、この伝統的な国際法構造に新しいディメ
ンジョンが加えられた。Friedmann 教授は、この進展の
状況について次の四つの側面を指摘している。

第1に、国家とはべつの国際機構——国連、世銀等
——が着実な成長を遂げたことである。このためトラン
スナショナルな問題に関わる国際機構は、国際法の主体
としてますます重味を増している。

第2に、この協力と関連して国際法律関係の構造と範
囲にきわめて重要な変更が起こってきたことである。つ
まり、国際機関が国際法の主体として国家と併存し、国
際機関それぞれ、あるいは国家、あるいは場合によっては
民間法人や個人と関わり合いをもつようになったこと

である。

第3に、国際事業取引が拡大したことである。この結
果、国際法の枠組のなかで、国家と私人とが締結する国
際協定をどのように位置づけるかということも国際法の
重要な分野になってきた。

第4に、第2次大戦後、社会主義国と南の新興国の出
現によって、国際法に「水平的拡大」(horizontal expansion)
がもたらされたことである。

以上の理由から、かつてはもっぱら国際私法の分野で
済んだ取引問題も、今では国際公法の関心事となり、法
律家もこれを勉強しなければならなくなってきた。アメリ
カ国務省の法律顧問とか多くの Law firm が国際投資
の問題に関係が深くなり、法律家は国際利権協定、経済
開発協定、投資協定などのドラフティングをしなければ
ならなくなってきている。法律家はまた、国際商業取引
とくに発展途上国側との取引に関わる政府金融機関、国
際金融機関の複雑なメカニズムを熟知しなければならない。また、新しいタイプの国際借款開発協定がこの間に
数多くあらわれ、外国投資の法的保証の問題、とくに取
用、国有化その他の手段による外国権益に対する政府の
干渉の問題は、政府、法律家双方にとって大きな問題と
なっている。これらはみな投資協定等のなかに織り
込まれるのであり、そのためには従来の法原理を再構成
するだけでなく、諸外国の立憲・行政構造や経済計画立
案のメカニズムを理解することが必要になってくる。

School of Law は、こうした時代の背景から国際法研
究・教育の充実をはかろうとしたのであり、ここに紹介
する International Legal Research もその一環で設け
られたものである。

2. スタッフ

もともと、School of Law の国際法ファカルティー
には、Henry P. de Vries, Wolfgang Friedmann,
Richard N. Gardner, R. Kent Greenawalt, John H.
Hazard, Robert Hellowell, Louis Henkin, Oliver Lis-
sitzyn, Richard C. Pugh, Hans Smit の各教授がいる。

International Legal Research のディレクターには、こ
のなかから Friedmann 教授が就任し、57年からは
George Kalmanoff 氏(アメリカ商務省)が、さらに61
年からは Robert F. Meagher 氏(弁護士)が補佐とし
て選ばれている。現在では、研究補佐として Sok-Chun
Tang 氏が加わっている。

プロジェクトの重要な副産物は、国際機構、政府部局、
民間企業、学者との継続的連けいの確立である。こうし

た研究は、こうした緊密な協力なしには実施されえないからである。

3. プログラムの成果

54年にフォード財団から与えられた資金をもってこの分野の活動がはじまったが、International Legal Research の組織づくりもこの頃から固められていった。この資金によるもっとも大きな成果は、A. A. Fatouros の *Government Guarantee to Foreign Investors* (1962) と *Columbia Law Review* で刊行された *Essays on International Law* (1965) である。

主要なプロジェクトに対しては、それぞれ別個にフォード財団から資金を与えられ、School of Law に代わって International Legal Research が運用してきた。最初のプロジェクトは先進国と発展途上国との間の国際合弁事業の研究であった。この4カ年プロジェクトの成果は、次のようなかたちでまとめられた。

Legal Aspects of Foreign Investment, ed. by Friedmann and Pugh (一部、日本語訳あり)；

Joint International Business Ventures, ed. by Friedmann and Kalmanoff (日本語版あり)。

次のプロジェクトは、国際合弁事業プロジェクトの当然の帰結として、開発金融の調査研究であった。これも次のようなかたちで成果を公刊した。

International Financial Aid, by Friedmann, Kalmanoff and Meagher.

このあと設けられた研究プロジェクトは、次のとおりである。

発展途上国との取引に関する国際法律問題（国際貿易商品協定、経済開発協定、対外援助のプロセス、内国開発計画および開発機関に対する国際機関・外国政府による経済援助の実施）；
開発計画における地域機構の役割；
開発計画における公営・民間企業の構造と相互関係；
発展途上国における開発計画と法の支配；
海洋法と資源開発；
多国籍企業の法律問題；
これらの成果として、次のような報告書が既刊または刊行予定とされている。

Joint Business Ventures of Yugoslav and Foreign Firm Seminar, by Friedmann and Mates；
Government Enterprise; A Comparative Study, by Friedmann and J. F. Garner；
Joint International Business Ventures, by Fried-

mann and Béguin；

The Future of the Oceans, by Friedmann；

International Law and the Resources of the Sea, by J. Andrassy；

The Law of Communications, by C. H. Alexandrowicz；

The Function of Multi-national Corporations in International Economic Developments, by G. O. Sundstrom.

完成予定のプロジェクトには、「混合企業体制の法律問題」があり、次のようなかたちで72年に発表される予定である。

The Comparative Status of Public and Private Enterprise in Mixed Economies; Administrative Discretion and the Rule of Law.

71年からは、Friedmann 教授は「シンガポールにおける外国投資の法律問題」のプロジェクトにとりかかっており、筆者も微力ながら日本から協力している。

Friedmann 教授の言によれば、International Legal Research は、いわば1955～65年の10年間が先進国と発展途上国との間の国際法律経済関係の動的な面を追求するための基礎づくりの時期であり、65～75年の10年間は、変動する国際法構造の諸側面を分析するために当てられている。このなかには、国際法の理論的基礎の再評価も含まれている。そして、これらの研究分野は、国際法律問題の教育プログラムを深め、かつ幅を広げるためにますます重要性を増していくであろう、との説明があった。

VI これからの国際法律研究

Friedmann 教授は、最近の論文「経済社会発展過程に対する国際法の適応性」のなかで、次のように述べている。

「国際法が経済社会問題のなかにますます広がっているのを見るにつけ、国際法についての従来のようなエキスパートの訓練や視野ではもはや不相当であるということが、重要なコララーリーになってくる。われわれの世代において基本的に必要なことは、かなり広範囲の国際法訓練と、政界・学界・財界レベルでのインターディシプリナリーな教育を、均等に大きく拡大することである」と (Friedmann, "The Relevance of International Law to the Processes of Economic and Social Development," in *The Future of the International Legal Order*, ed. by Richard A. Falk and Cyril E. Black

研究機関紹介

〈Princeton University, 1970〉, vol. 2, p. 34~35)。

こうした教授の意欲は、われわれにはわかりすぎるほどよくわかる。International Legal Research の成果をみると、必ずしも体系的に進められてきたとはいえず、今後もこのような試行錯誤をくり返すことになるものと思うが、しかしこのような積極性こそがこの新しい分野を進展させる道であるとも考えられる。国際法律研究の現段階では、「ドイツ流にあらかじめ概念規定や体系的構築を行なって、そこから具体的問題にアプローチするよりも、むしろアメリカ流に、実際問題の解明から出発する帰納的、実証的な方法をとる方が、適当だと思われる」(拙著に対して京大法学部太寿堂教授が行なわれた

書評の一部)からである。

わが国における国際法律研究・教育に対する筆者の感想は、すでに本誌4月号に書いたので、くり返さない(桜井雅夫「ハーバード大学法学院国際法律研究プログラム」、『アジア経済』, 71年4月, 94~97ページ)。ただ、われわれ研究所の経済法スタッフは、Friedmann 教授の上記意見にまったく賛成であるし、またすでに10年来これを実施してきたつもりである。

(追記) 今回の訪問にあたっては、在ニューヨーク総領事館村上和夫領事とその秘書のかたにたいへんお世話になった。ここに感謝の意を表したい。

(経済協力調査室主任調査研究員 桜井雅夫)

アジア経済研究所刊行

調査研究双書 154		(近刊)	
国際投資の法的保護	佐藤和男編	アジア諸国の契約法	谷川久編
	A 5判/1000円	経済協力調査資料	
		第1号	
		発展途上国投資法リスト	
			1500円
調査研究双書 197		第7号	
投資紛争解決法の研究	池田文雄著	台湾の会社法	
	A 5判/ 750円		1200円
		第8号	
調査研究双書 148		タイ・インドネシアの会社法	
国際投資法の研究	桜井雅夫著		900円
	A 5判/ 600円	第9号	
		フィリピンの会社法	
			900円
アジアを見る眼 18		第11号	
海外投資と法律	桜井雅夫著	韓国の投資法	
	B 6変型判/ 280円		900円
		第13号	
研究参考資料 151		香港の会社法	
アジア諸国の会社法	谷川久編		700円
	B 5判/1800円		

アジア経済出版会発売